

2 政策・行政面での対策



総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課
景山 忠史 t.kageyama@soumu.go.jp

■ 「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」の制定

我が国における迷惑メールの問題に対応するため、平成 14 年に、議員立法により「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」（平成 14 年法律第 26 号）、いわゆる特定電子メール法（迷惑メール法^{☆1}と呼ばれることもある）が制定され、法的枠組みが整備された。この法律は、同年 4 月 17 日に公布され、7 月 1 日から施行されている（図-1）。

【特定電子メール法の概要】

特定電子メールの定義（法第 2 条）

いわゆる迷惑メールのうち、受信者の同意を得ずに送信される広告・宣伝メールを「特定電子メール」と定義している。受信者の事前の同意を取得している場合のほ

か、金融機関で口座を開設した顧客に対し当該金融機関から金融商品に関する広告宣伝を行うなど、一定の取引関係にある者から送信された場合については適用が除外されている。

なお、インターネットにおいて一般的に利用されている SMTP を利用した電子メールのみが対象である。

表示義務（法第 3 条）

「特定電子メール」の送信にあたっては一定の表示義務を満たさなければならないこととし、たとえばメールのタイトル（表題部）の最前部に、「未承諾広告※」と正確に表示しなければならない。「未承諾」（すえしょうだく）としたり、文字間に不要な空白等を挿入したりすることはすべて違反となる。

そのほかに、送信者の氏名または名称、住所、電話番号や、受信拒否の通知をすることができる旨等を表示しなけ

表示義務

特定電子メール（広告・宣伝メール）の送信にあたり、送信者に次の事項の表示を義務づけ（第 3 条）

- ① 特定電子メールである旨（⇒「未承諾広告※」）
- ② 送信者の氏名または名称、住所
- ③ 送信に用いた電子メールアドレス
- ④ 受信拒否の通知を受けるための電子メールアドレス 等

オプトアウト

受信拒否の通知をした者に対する特定電子メールの再送信を禁止（第 4 条）

その他

- ・自動生成プログラムを用いて作成した架空電子メールアドレスに宛てて、電子メールを送信することを禁止（第 5 条）
- ・電気通信業者は、一時に多数の架空電子メールアドレスに宛てた電子メールが送信された場合には、その電気通信役務の提供を拒むことができる（第 10 条）

罰則

- ・送信者が第 3～5 条に違反した場合、総務大臣による措置（是正）命令（第 6 条）
- ・措置命令に従わないときは、50 万円以下の罰金（第 18 条）

図-1 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（H14.7.1 施行）の概要（総務省資料より）

^{☆1} 総務省の資料等では「迷惑メール」「広告・宣伝メール」等の用語を用いており、本特集における用語「spam メール」を含めて表記に混在が生じていることをご理解いただきたい。



ればならない（一部リンク先への表示も認められている）。

拒否者への再送信禁止（法第4条）

いわゆるオプトアウト方式であり、受信者の同意を得ていなくとも1回目の広告・宣伝メールの送信は可能であるとした上で、受信者から個別に受信拒否の意思表示があった場合には以後の送信が禁止されるという制度である。

架空アドレスによる送信の禁止（法第5条）

「1.2 spamメールの現状」(pp.747-751)でも紹介した、電子メールアドレスをランダムに大量作成して送信する手法の禁止である。実際に届くことのないメールが大量に送信されると電気通信事業者等のメールサーバに負荷を与え、サーバの機能停止やメール配信の遅延が生じる危険があるため禁止している。

電気通信役務の提供の拒否（法第10条）

前述のように架空電子メールアドレスによる送信が行われたために電気通信事業者のメールサーバに著しい障害が生じるおそれがあり、そのことにより役務の提供に著しい支障を生じるおそれがある場合には、電気通信事業者は当該メールについて役務提供を拒否できることとしている。

■ 特定電子メール法制定後の見直し

特定電子メール法の施行により、表示義務等を遵守せず一方的に広告・宣伝メール等を送信する行為については取り締まりの対象となったが、迷惑メールの送信者は、送信元の情報を偽って受信者から送信者が判別できないようにして送信するなど、その送信手法をより巧妙化・悪質化させており、対策についても見直しが迫られている。

【「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」の開催】

総務省では、迷惑メールの現状を踏まえ、その流通の抑制・防止のために必要な対応方策について幅広く検討するため、明治大学法学部の新美育文教授を座長に、学識経験者、電気通信事業者、消費者団体等の参加を得て平成16年10月から「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」^{☆2}を開催している。この研究会では、法制度の執行や技術的対策のみで迷惑メールを撲滅することは困難であるとの認識に立ち、法制定後の状況の変化や、諸外国の法制度の整備等の状況を踏まえ、法制度の在り方、電気通信事業者の取り組みの在り方、技術的な対応方策、利用者への周知啓発、国際的な協調の在り方等の多面的な観点からの検討を行っている。

平成16年12月に研究会の中間とりまとめとして法制度の見直しについて提言しており、現在は最終的な政

策パッケージを提示することを目標として、技術的解決策や利用者啓発、国際協調の推進などの方策について継続的に議論を行っている。

【特定電子メール法改正案の提出】

総務省では、この研究会の提言を受けて、特定電子メール法の見直しについて検討を行い、平成17年3月11日に第162回国会に「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案」を提出した。5月13日に成立し、秋頃までに施行の予定となっている。

その概要は以下のとおりであり、本改正により効果的な迷惑メール対策に大きく資することが期待される(図-2)。

- 1：特定電子メールの範囲に企業等の事業用メールアドレスに対する送信も含むこととする。
- 2：架空アドレスによる送信の禁止について、知人を装ったメールなどのように広告宣伝を内容としていないメールを送信する場合も対象に含める。
- 3：送信に用いた電子メールアドレスなどの送信者情報を偽って広告・宣伝メールを送信する行為に対し、懲役を含む重い刑事罰を直接科すこととする。
- 4：電気通信事業者による迷惑メール送信者に対する役務提供拒否について、メールサーバに著しい障害が発生するまでのおそれなくとも、メール配信が大幅に遅延するおそれがある場合等にも正当な理由が認められることを明確にする。

■ 法制度以外の対策

【迷惑メール追放支援プロジェクトの実施】

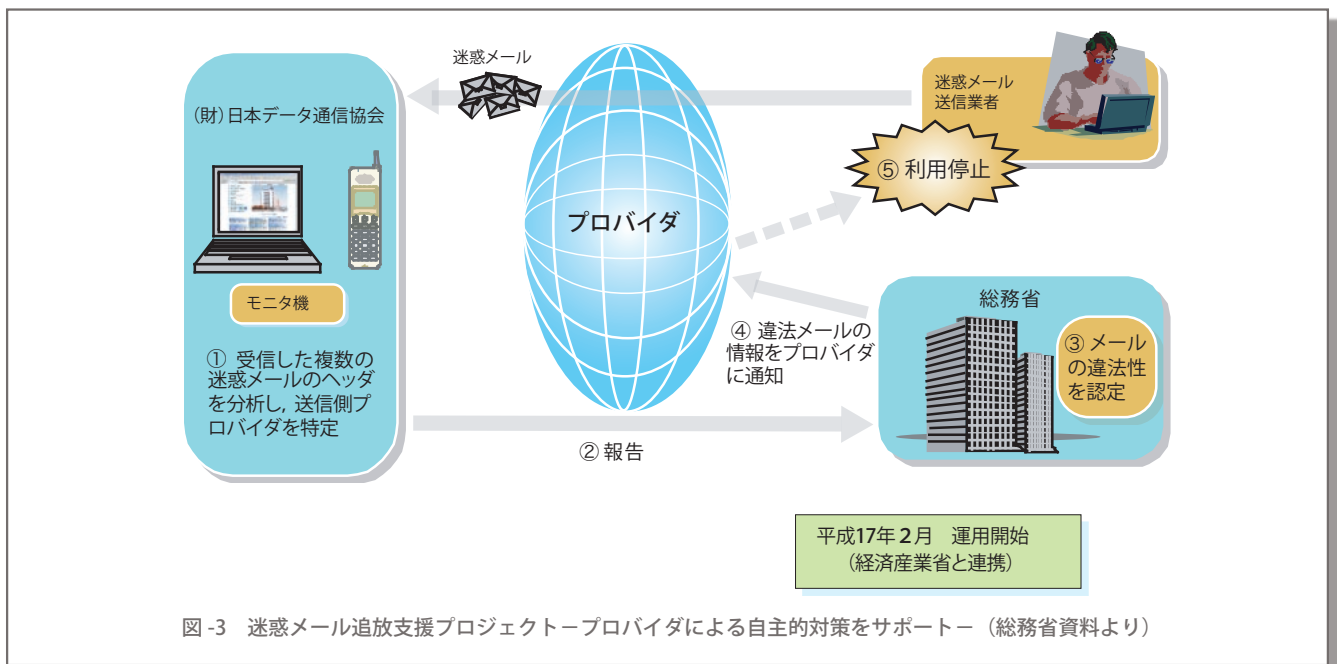
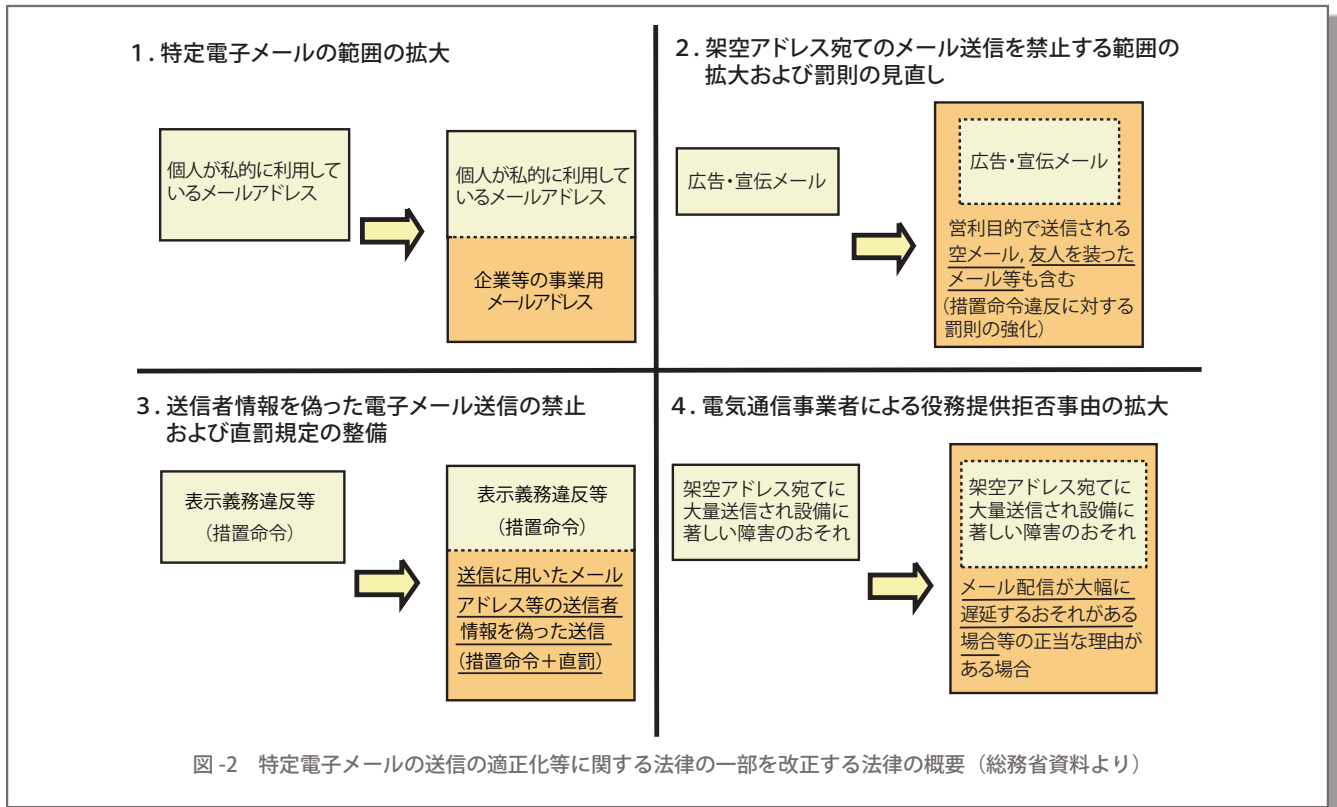
民間事業者による迷惑メール対策としては、契約約款に基づく迷惑メール送信回線の停止措置が有効だが、苦情申告の受付体制、事業規模等の違いから、各社間で対応に温度差が見られるのが実状である。

そこで、特定電子メール法を所管する総務省として、自ら設置したモニタ機で受信した迷惑メールの違法性を確認し、当該メールに関する情報を送信元プロバイダに通知することにより、迷惑メール送信回線の利用停止等の円滑な実施を促す「迷惑メール追放支援プロジェクト」を平成16年2月16日から開始した(図-3)。

具体的には、①(財)日本データ通信協会^{☆3}に設置しているモニタ機を利用し、②当該モニタ機が受信した同一送信者からのものと考えられる広告・宣伝メールの違法性を総務省が確認し、③携帯電話事業者等から得ら

☆2 http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/chousa/meiwaku-mail/index.html

☆3 <http://www.dekyo.or.jp>



れるヘッダ情報を分析して送信元プロバイダを特定し、④当該プロバイダに違法メールに関する情報提供を行うことにより、⑤契約約款に基づく措置（利用停止、警告等）を促す、というものである。

なお、本施策は、特定商取引法を所管する経済産業省と協力して行っており、運用の結果によって適宜見直しを行っていくつもりである。

【その他の対策】

法制面での対策のほか、行政としては、迷惑メール対

策として、フィルタリングや送信ドメイン認証といった技術的解決策の普及促進、利用者側での受信回避方策の周知徹底、欧米等の諸外国との国際協調の推進といった対策についても推進に努めている。

なお、迷惑メールの問題は対策の強化と送信手法の巧妙化・悪質化の繰り返しであるという認識のもと、法制度も含め、継続的に対策の実効性について検証し、不断の見直しを行っていくことが重要であると認識している。

（平成 17 年 6 月 15 日受付）